



横浜市社会福祉協議会

『共済 News』



横浜市社協
年金共済キャラクター
ハッチちゃん

<vol.26>
2022年
1月発行

ほら、
よこはまは
あったかい

【発行】 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課 共済担当
〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター 7 階
TEL 045-201-2218 (平日 9 時～17 時) FAX 045-201-1661

- ◆ 事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに毎月掲載）
- ◆ 最新情報をメールでお知らせします。 **登録はこちらから** ⇒

✓ 勤続5年以下で退職される方は「退職所得申告書 別紙」をご提出ください！

退職時に「脱退給付金受給申請書」（4枚複写様式）をご提出いただいています。
4枚複写式で3枚目が「退職所得申告書」となっています。

令和4年1月の税制改正により、勤続年数が5年以下の方は、既存の「退職所得申告書」に加え、「**退職所得申告書 別紙**」もご提出いただく必要があります。

【対象となる方】 令和4年1月1日以降の退職かつ勤続年数が5年以下の退職者

改正の概要

令和3年に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、勤続年数が5年以下の退職手当（＝短期退職手当等）について計算方法が改正され、令和4年1月1日から施行されました。

改正前は、その年中に支払を受ける退職手当等の金額から、勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除し、残額の2分の1に相当する金額を退職所得金額としていました。

改正後、前述の短期退職手当等に係る退職所得金額については、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分は、「2分の1課税」が適用されません。

*** 制度改正の詳細は、国税庁 HP をご参照ください。 ***

<よくある質問>

○5年以下とは、具体的にどういう計算になりますか？

⇒ 60カ月までが「5年以下」に該当します。※ただし、「加入期間」です。
退職所得申告書の勤続年数とは、例えば加入期間の合計が50カ月間の場合、4年2カ月となりますが、この「2カ月」の端数は切り上げで計算するため、「勤続年数 5年」と算出します。この場合、「別紙」提出が必要です。



○12カ月未満で退職する場合にも、別紙の提出が必要ですか？

⇒ 当法人の年金共済事業では12カ月未満は退職金支給はありませんので提出不要です。
（6カ月以上12カ月未満の脱退の場合は退職金ではなく、慶弔給付金のため、退職所得申告書の提出は不要となります）

★ 「退職所得申告書 別紙」様式は市社協ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/kaiin/nenkin-kyosai/download.html>



横浜市社協 年金共済 様式

左記ワードで検索ができます

✓ 電子申請システムへの移行に向けて

< 2月のスケジュール（予定） >

- 『新事務の説明Ⅰ（概要編）』の動画を市社協HPに公開します。
* 視聴の際に必要な資料・パスワード等は事前にお知らせします。
- 新システム運用テストを社協にて実施中（2月まで新旧システムを平行処理）
- 現行の様式を全面改訂中です。（3月下旬送付予定）
- 『新事務の手引き』『新事務の説明Ⅱ（実務編）』を作成中です。（3月下旬送付予定）

『新事務の説明Ⅰ（概要編）』 * 2月上旬に市社協HPに動画公開します。

この春に共済事業の新システムが稼働し、「電子申請」がスタートします。
現在、運用テスト中ですが、所属・施設における運用開始は5月以降を予定しています。
今までは、社協事務局へ各種届出書を手書きで記載し、書類に押印してから毎月10日の締め日までに郵送していただいていたが、電子申請システムの稼働に伴い、各法人・施設様のパソコンからインターネット環境を通じて各種手続や承認書等の出力・印刷ができるようになります。

『新事務の説明Ⅰ（概要編）』動画は新システムへ移行する目的や現行事務との違い、今後のスケジュール等をまとめたものです。ぜひご覧くださいようお願いいたします。
2月上旬に動画視聴の際に必要な資料及びパスワードを郵送いたします。

視聴方法 市社協ホームページから視聴できます（パスワードの入力が必要です）。

<内容>（視聴時間：約40分）

1 「電子申請システムの概要」

- 導入の目的
- システムの全体像
- 事務の流れ

2 「主な変更点」（現行事務との違い）

- 紙による届出から電子申請へ
- 機能概要

3 「掛金の口座自動振替への切り替えについて」

- 振込から自動振替へ
- 切替手続について
- 自動振替開始の時期

4 「今後のスケジュール」

ワタシも少しだけ
出演しています。
ぜひご視聴ください！



< 2月の事務スケジュール >

- ① 【提出書類の締切日】 **施設・団体** ⇒⇒⇒⇒ **社協（共済担当）** **2/10 締切**
※10日が土日祝の場合は前営業日が締切となります。
- ② 【給付金振込日（1/10 締め受付分）・支給通知書の発送】 **2/10 予定**
- ③ 【加入者の承認通知書・掛金請求書等（2/10 締め受付分）】
社協（共済担当） **2/18 発送予定** ⇒⇒⇒⇒ **施設・団体**